公益社団法人静岡県作業療法士会

事業部チャレンジ事業応募要項（2 次募集）

2019 年 8 月 1 日受付開始

１．名称

公益社団法人静岡県作業療法士会事業部チャレンジ事業

２．趣旨

この事業は、静岡県作業療法士会会員の会費を財源としております。公益社団法人静岡県作業療法士会では、この事業を通じて、本会のさらなる公営性を重視し、より地域住民の役に立つ作業療法をめざし社会貢献の一助となることを目的に静岡県作業療法士会会員の地域活動を支援するための事業です。

この事業を活用し、作業療法士が地域住民とともに健康に、そして住民が作業に従事できるように共に考えていける機会を創っていけることを願い、この趣旨を本要項ならびに審査の方針としていきます。

３．支給総額

静岡県作業療法士会事業部チャレンジ事業　　１事業10万円以内

４．支給対象

（１）対象者および対象団体

・個人で応募する場合、静岡県作業療法士会正規会員であること。(できればグループ等の団体の応募が望ましい)

・ボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、任意団体等であって、次の要件にあてはまる非営利団体を対象とします。

□ 活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。

□ ５名以上で構成されていること。

・ 団体の代表者が静岡県作業療法士会の正会員であること。

□ 応募することについて組織としての合意・決定を行なっていること。

□ 支給を受けて行った事業について、静岡県作業療法士会の広報またはホームページ等での公表が可能なこと。

（２）対象活動・プログラム

・作業療法の社会貢献を目的とした地域住民に対しての支援活動等全般。

・いずれも2019(令和元年）年9月15日以降の活動について対象とします。

・<u>但し、同一事業の継続実施の応募は原則2年(2回)までとします。それ以降の応募については、静岡県作業療法士会と協議が必要になります。</u>

〈対象プログラム〉

１．地域住民に対して作業療法の社会貢献活動：10万円以内

〈参考〉

◇作業療法士による認知症カフェ活動

◇就労者へのうつ予防教室

◇障がいを抱える子どもたちの親に対する育児教室

（3）対象費用

2019（令和元年）年9月15日から2020（令和2）年１月３１日までの、地域住民に対する活動等にかかわる次の費用で、他の機関、団体等から助成を受けていない費用を対象に支給します。（ただし、他の助成を受けていても、経費の切り分けが適正に行われていれば応募は可能です）

①支援活動に要する費用

活動資材・消耗品費等購入費、電話等通信費、運搬移送費、印刷費、会議費、研修費、謝金、委託費、活動に対する行事保険料等

②活動拠点設置費

事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等への人件費・謝金・委託費等

③活動拠点を中心とする旅費

活動拠点を中心とする交通費、バスチャーター・レンタカー代金、ガソリン代、宿泊費等

5.審査・交付

（１）審査にあたって重視する点

①目標や問題意識が明確になっているか

②プロジェクトを実施するための手法が明確で適切か

③さまざまな人たちの参加と協力が得られているか

④現地の団体や現地に拠点を置く団体と連携や協働により活動が行われているか

⑤地域住民の潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか

⑥社会的事業・活動へと発展する可能性があるか

⑦「この先」を意識した活動であるか

例） 支援者を支援する活動、ネットワークをつなげていくなど専門的なスキルを持った人を育てる活動、若い世代とともに課題解決の方法を探るような活動

なお、限られた財源をもとに継続して助成を続けていくために、上記の点を審査の際の基準とします。審査の結果同評価となった場合には、確実に定着する活動を支援する観点から、優先順位をつけるため特に以下の点を考慮します。すべての条件を満たしていることは問いません。総合的に判断して審査を行います。

①作業療法士の社会的貢献活動であること

②目的が明確であること

③将来的展望をもった活動であること（例えばボラサポ以外にも資金を確保するための取り組みを行なっているか、など）

④地域住民等（行政や社会福祉協議会、連携復興センター、NPOセンター等）との連携が十分に行われているのが望ましい

※応募書で協力・連携した団体や機関を記入する場合には、必ず該当者の承認を得てください。記載された担当者に連絡した際に、連携の事実が確認できない、連絡が取れない場合は助成できません。

⑤年間の予算規模総額がおおむね15万以内であること

⑥原則、新規事業であることが望ましい

（２）支給決定

①静岡県作業療法士会事業部が設置する配分委員会で決定し理事会の承認を経て執行されます。現地のニーズや状況の変化を踏まえ、支給総額とのバランスを勘案しながら優先順位をつけて支給を行います。

②理事会による決定後、支給の可否についての決定通知を送付します。採用の場合は本事業で対象とする期間を記載します。よく確認してください。

③減額理由、不採用の理由については決定通知に記載し、減額項目と金額をメール等でお知らせいたします。

（３）事業資金の受け渡し

①支給決定後、事業費交付請求書の申請に基づき原則支給金額の全額を送金します。

②事業期間中の毎月支出について、日付、金額、使用用途を翌月2日までに事業部会計担当者にご連絡をお願い致します。支出が無い場合も、その旨を報告してください。合わせて、領収書の送付もお願い致します。

③事業期間終了時に最終的な収支や経費明細についての報告に基づき精算を行います。場合によっては、支給決定額より減額となる場合や、送金済みの支給金を返還していただくことがあります。

６．チャレンジ事業への応募

以下のものを提出してください。

①静岡県作業療法士会事業部　チャレンジ事業（令和1年度事業）申請書

②団体・グループの概要（個人の場合不要）

③事業費に関する事業計画

④定款、寄付行為、又は会則（法人の場合）

⑤グループ・団体のパンフレットまたは要覧（個人の場合は不要）

⑥活動拠点の地図

７．活動の報告等

（１）支給を受けた団体・個人は、静岡県作業療法士会に対し、事業実施期間終了後おおむね1か月以内に、活動報告書類（＝以下２点：「活動報告書（写真等添付）」、「事業費清算書」）を提出していただきます。郵送の場合には、同時に電子データの送付にご協力ください。）

（２）正当な理由なく報告の提出がない場合や、事務局からの連絡に対応いただけない場合、支給金の一部もしくは全額を返還いただくことがあります。

（３）次の事項については、それぞれホームページ、広報等にて公表します。

なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体及び個人については、支給決定の取り消しおよび事業資金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たにチャレンジ事業を実施することはできません。必ずご報告ください。

①事業を受けた団体の団体名、金額、活動概要、活動の成果等

②活動中の写真もしくは団体メンバーの写真（3枚まで）

③実施事業活動の内容や財務の状況

（４）支給決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。

８．応募の受付時期と決定時期

応募期間：応募受付開始　2019年8月1日

　　応募締切　　2019年8月31日

支給決定時期　　9月中旬

※応募締切は「本会必着」です。

９．応募方法

（１）「応募書」に必要事項を記載し関係資料（応募書の案内に沿い、全て揃っているか必ずチェックしてください）を同封し、下記送付先まで送付してください。

応募書ならびに必須書類は、必ず郵送でお送りください。また、ワードで作成した応募書データがある場合は必ずメールでもお送りください。メールのみでの受付はいたしません。

（２）ファクシミリ、電子メール、持参による応募は受け付けません。

１０．支給決定の取り消し

支給決定あるいは事業資金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、配分委員会で支給決定を取り消す、または事業資金の返還を求めることがあります。

☐ 事業を実施しない/実施する意思が認められない/事業の継続ができない

☐ 活動終了後の精算報告が提出されない/報告のホームページ等への公表に協力が得られない

☐ 応募書、報告書等提出書類に虚偽の記載があった

☐ 事業資金を目的以外/対象以外の活動に使用した

☐ 団体の合意なく応募・活動を実施した/代表印・団体印を使用した（団体名義の不正使用）

☐ その他、配分委員会で不適当と認められる内容があった場合

１１．紹介先・送付先

公益社団法人静岡県作業療法士会　事業部（チャレンジ事業担当）

〒420-0033

静岡県葵区昭和町 9-5　第２大石ビル８Ｆ

TEL（054）266-6561　FAX（054）266-6569　　電話は月・水・金（10:00-16:00）

電話の場合、折り返しご連絡いたします。

E-mail：qvrc3174@gmail.com（担当：山田）

ホームページ：http://www.otshizuoka.com/

【領収書の送付先】

事業部会計担当

〒417-0061

静岡県富士市伝法 2527-1

富士リハビリテーション専門学校　　市村紋子　宛